

7 第7章「地下水、土壌及び地盤環境の保全」について

地下水の水質の浄化対策、土地の形質の変更に伴う公害の防止、特定有害物質による土壌の汚染の防止等、ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等及び地下水の採取による地盤の沈下の防止について、5節51条で構成される。なお、第1節から第2節の3までは、本文において概要を示すのみとし、具体的な運用・解釈は「横浜市の土壌・地下水汚染対策」にて別途公表する。

第1節 地下水の水質の浄化対策

汚染原因調査への協力（第61条）

事業者による調査（第61条の2）

地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告（第61条の3）

地下水の水質の浄化に係る命令等（第61条の4）

地下水調査記録等の管理（第61条の5）

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

土地の形質の変更に伴う公害の防止（第62条）

土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針（第62条の2）

汚染土壌による埋立て等の禁止等（第62条の3）

第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等

用語の定義（第63条）

特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第64条）

廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査（第64条の2）

土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（第65条）

条例要措置区域の指定等（第66条）

汚染の除去等の措置（第66条の2）

条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（第66条の3）

適用除外（第66条の4）

条例形質変更時要届出区域の指定等（第67条）

条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（第67条の2）

適用除外（第67条の3）

周辺住民への周知（第68条）

土壌汚染による地下水への影響の調査（第68条の2）

台帳（第68条の3）

汚染された土壌の搬出時の届出及び計画変更命令（第69条）

運搬に関する基準（第69条の2）

汚染された土壌の処理の委託（第69条の3）

措置命令（第69条の4）

管理票（第69条の5）

虚偽の管理票の交付等の禁止（第69条の6）

汚染土壌処理業許可申請前対策指針（第69条の7）

報告及び検査（第69条の8）

第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等

ダイオキシン類に係る記録の管理等（第70条）

廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査（第70条の2）

ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等（第70条の3）

周辺住民への周知（第70条の4）

ダイオキシン類による地下水への影響の調査（第70条の5）

土壌調査等の記録の管理等（第70条の6）

汚染状況の公表等（第70条の7）

土地の所有者等の協力（第70条の8）

ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合（第 70 条の 9）

第 3 節 地下水の採取による地盤の沈下の防止

地下水を採取する者の責務（第 71 条）

地下水採取の許可（第 72 条）

許可の基準等（第 73 条）

開始の届出（第 74 条）

変更の許可（第 75 条）

変更の届出（第 76 条）

承継（第 77 条）

廃止の届出（第 78 条）

許可の失効（第 79 条）

許可の取消し（第 80 条）

地下水採取量等の測定等（第 81 条）

地盤沈下防止に係る命令等（第 82 条）

(1) 地下水の水質の浄化対策（第 1 節関係）

本市では、これまで水質汚濁防止法に基づく定期的な地下水調査、環境調査、その他通常の立入検査等がきっかけになって判明した地下水汚染事例に対し、浄化対策を推進してきた。

平成 9 年 4 月 1 日から水質汚濁防止法に基づく浄化措置命令の発動が可能になったが、水質汚濁防止法に基づく命令は、汚染原因者が同法の特定期間又は有害物質貯蔵指定事業場である（あった）場合に限定されていることから、これら事業場以外の事業所による地下水汚染については、周辺住民への著しい健康影響が顕在化したとしても法に基づく命令が不可能である。したがって、市条例では、県条例を踏襲し、同法で対応できない事例に対応するため、事業所の範囲を限定しない規定を設けている。なお、市条例の対象となる物質は、第 2 条第 16 号で地下浸透禁止物質と定義しているが、水質汚濁防止法に基づく浄化措置命令の対象物質以外にダイオキシン類を加えている。

ア 汚染原因調査への協力（第 61 条関係）

地下水汚染が認められた際、市長が汚染源特定等のために調査を行う場合に、土地の試掘等の特殊な調査が必要となる状況が想定されるため、土地の所有者等に協力を求めることができる旨を特に定めている。

イ 事業者による調査（第 61 条の 2 関係）

地下水汚染の原因である可能性があると思われる土地において、事業を行っている者等に地下水汚染の原因に係る調査の実施を指導できる旨を定めている。

ウ 地下水の水質の浄化に係る措置及び勧告（第 61 条の 3 関係）

地下水汚染の原因に係る調査の結果、地下水汚染の原因であると認められた土地で事業を行っている者等は、地下水の水質を浄化するための措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。また、市長は措置を講じない者に対して勧告を行うことができる。

エ 地下水の水質の浄化に係る命令等（第 61 条の 4 関係）

事業者が第 61 条の 3 第 4 項による勧告に従わない場合において、現に人の健康に被害を生じているか、生ずるおそれがある場合に措置を講ずるよう命令することができる。また、措置命令は、人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において行うものとし、対象となる地下水の利用等の状況、地下水浄化基準を超えないことを定めることで、必要な限度を明確にしている。

「現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、次の地下水が取水口（井戸のストレーナー、揚水機の取水口等）において地下水浄化基準を超えている状況であり、措置命令ではこの地点における基準超過の解消を求めることになる〔規則第 56 条〕。

- ・ 人の飲料に供される地下水
- ・ 水質環境基準が確保されない公共用水域の水質の汚染の主たる原因となる地下水

オ 地下水調査記録等の管理（第 61 条の 5 関係）

事業者等は、地下水汚染の調査結果及び対策結果の記録を保管し、事業者等が地下水汚染原因

地を譲渡等しようとする場合に、その相手方にこの記録等を交付しなければならないこととしている。これにより、必要な情報が引き継がれ、過去の状況を把握できるようにするための旨を示している。

(2) 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第2節関係）

土地の形質の変更（土地の掘削等その他の土地の形質の変更）をする際に、当該土地の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害を防止するために第2節を新たに規定し、平成24年10月1日から施行している。第2節では、法令の対象とならない土壌汚染に関して、指針により公害の防止に係る努力規定を設けている。また、土壌汚染の発生又は拡散を未然に防止する観点から、汚染土壌による埋立て等を原則的に禁止している。

ア 土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針（第62条、第62条の2関係）

平成24年10月1日から施行している「土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針」では、特定有害物質（土壌汚染対策法の対象物質）又はダイオキシン類の汚染状態が基準に適合しない土壌が存在する土地（要措置区域等又は条例要措置区域等を除く。）を「汚染された土地」、汚染された土地の土壌（搬出土壌を含む。）を「汚染土壌」とし、法令の対象とならない土壌汚染に関する行為に対して努力規定を設けている。なお、特定有害物質の基準が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準（土壌汚染対策法施行規則第31条第1項又は第2項に規定する基準）で、ダイオキシン類の基準が土壌1グラム当たりダイオキシン類の換算量が1,000ピコグラム以下としている。

指針による努力規定では、汚染された土地の所有者等による情報の提供等、汚染された土地の形質の変更に伴う公害の防止等、汚染土壌の運搬に伴う公害の防止及び汚染土壌の処理に伴う公害の防止を求めている。

イ 汚染土壌による埋立て等の禁止（第62条の3関係）

アと同様に、特定有害物質又はダイオキシン類の基準に適合しない土壌を「汚染土壌」とし、何人も汚染土壌による埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積を行ってはならないものとしている。ただし、要措置区域等又は条例要措置区域等において他の規定が適用される行為、生活環境を保全するために必要な措置が講じられている行為は適用除外としている。なお、「生活環境を保全するために必要な措置」とは、特定有害物質又はダイオキシン類（又はこれらを含む固体・液体）の飛散、揮散、流出、地下浸透又は悪臭の発散が防止されるものとしている〔規則第58条〕。

(3) 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第2節の2関係）

市条例による土壌汚染対策は、横浜市工場等跡地土壌汚染対策指導要綱（昭和61年）の趣旨を踏まえ、土壌汚染対策法の施行（平成15年）及び県条例の改正（平成10年）にも対応したものととして、平成17年4月1日から施行していたが、土壌汚染対策法や市条例の対象となっていない土壌汚染の事例が増加し、放置すれば汚染の拡散が危惧され、対策について検討する必要性があるとして、平成20年6月3日に市長は横浜市環境創造審議会に諮問を行った。その結果、平成21年11月10日に審議会から「土壌・地下水汚染の規制のあり方について」の答申がなされ、「土壌・地下水汚染の把握の機会拡充」や「市条例手続きの整理」などの制度のあり方が示されたため、これらを踏まえて市条例を大幅に改正し、平成24年10月1日から施行している。

改正において、旧条例（平成24年10月1日改正施行前の市条例）第7章では第1節の2で「土壌汚染有害物質」としていたものを「特定有害物質」と「ダイオキシン類」に分け、改正後の第7章の第2節の2と第2節の3で別々に規定するものとし、特定有害物質に関する第2節の2を土壌汚染対策法の制度体系に近いものとしている。なお、旧条例では市条例と土壌汚染対策法で手続きが重複することがあったが、改正後は重複しないように是正されている。

ア 用語の定義（第63条関係）

第2条第17号の「特定有害物質」と同様、土壌汚染対策法に規定される「土壌汚染状況調査」と「指定調査機関」を定義している。また、市条例による土壌汚染対策の対象となる「特定有害

物質使用等事業所」を定義している。

「特定有害物質使用等事業所」とは、特定有害物質（又はこれを含む固体・液体）の製造、使用、処理、保管又は貯蔵を「特定有害物質の使用等」とし、特定有害物質の使用等を行う（過去において行った）事業所として定義している。ただし、過去において特定有害物質の使用等を行った事業所であっても、改正条例の施行の日（平成 24 年 10 月 1 日）より前に廃止されているものは、特定有害物質使用等事業所に該当しない。

イ 特定有害物質の使用状況等の記録の管理等（第 64 条関係）

(ア) 特定有害物質の使用状況等の記録の管理

特定有害物質使用等事業所の設置者は、

- ・ 特定有害物質使用等事業所の敷地の利用の状況の概要
- ・ 特定有害物質使用等事業所の敷地の過去の造成の状況の概要
- ・ 事業活動の概要
- ・ 特定有害物質の使用状況等
- ・ 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の状況等
- ・ 特定有害物質を含む排水、廃棄物の発生状況及び排水経路

等を調査し、その結果を記録する。これら事項の調査を毎年 1 回以上行くとともに、記録事項に変更がある場合はその都度その状況を調査する。また、調査のたびに記録の追加又は修正を行い、最新の状況の記録が保存されているようにしておく。

(イ) 土地の所有者等による記録又はその写しの保存

特定有害物質使用等事業所の敷地において土地の貸借等があり、事業所の設置者以外に土地の所有者等がある場合は、事業所設置者から所有者等に特定有害物質の使用状況等の記録の写しを送付する。

土地の所有者等は、事業所が操業している期間は、事業所設置者から 1 年ごとに最新の状況で記録の写しが送付され、送付された写しを次の送付があるまで保存する〔規則第 59 条第 4 項第 2 号〕。また、事業所が廃止される場合は、1 年を待たずに廃止とともに写しが送付され、送付された写しを対象地の譲渡を行うまで保存しておく〔同項第 3 号〕。なお、土地の切売り等により、事業所の敷地の一部の利用の方法を変更する場合も、変更となる敷地における記録について、事業所の廃止と同様に取り扱う。

(ウ) 土地の譲渡又は貸与における記録等の引継ぎ

特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用等に関する記録又はその写しは、土地の所有者等により保存されることとなっているが、所有者等は保存している記録等を対象地の全部又は一部を譲渡するたびに相手方に引き継ぐ旨を定めている。引継ぎの義務は、特定有害物質の使用等に伴う義務ではなく土地の管理に係る義務であり、不用意に土地を改変することによる土壌汚染に起因する公害を防止するとともに、土壌汚染に係る調査を効率的に行うことを目的としている。

なお、対象地の全部又は一部を貸与する場合は、相手方に記録等の写しを交付するものとしている。

ウ 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査（第 64 条の 2 関係）

土壌汚染対策法第 3 条の規定による土壌汚染状況調査の対象となる事業所は、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの）が設置されているものに限定されるが、特定有害物質使用等事業所は「有害物質使用特定施設が設置されていない事業所」も対象となる。さらに、特定有害物質の使用等を「製造、使用又は処理」だけでなく「保管又は貯蔵」を含むものとしており、対象となる事業所の範囲が同法よりも拡大されている。

特定有害物質使用等事業所の廃止等（事業所の廃止以外に、事業所の敷地の一部の利用方法を変更することによる「敷地の一部廃止」も含む）があったときに、事業所の設置者その旨を届け出ることとし、届出を契機として、廃止等に係る土地の所有者等に土壌汚染対策法と同様に土壌汚染に関する調査が義務付けられる。

(7) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る届出

特定有害物質使用等事業所の設置者は、当該事業所の廃止等をした日から 30 日以内にその旨を市長に届け出るものとする。

(イ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所有者等への通知

特定有害物質使用等事業所の廃止等の届出があった際に、事業所の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、市長から土地の所有者等に対し、事業所の廃止等に伴って土壤汚染に関する調査が必要となったことが通知される。

(ウ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の結果報告

特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る土地の所有者等は、土壤汚染に関する調査を実施し、(7)の廃止等がされた日又は(イ)の通知をされた日から起算して 120 日以内に調査結果を市長に報告する。調査の方法等は、土壤汚染対策法と同様であり、指定調査機関が土壤汚染状況調査（土壤汚染対策法に規定する調査）の例により実施する。環境省の指定を受けた指定調査機関が調査することで、調査の信頼性が確保されることとなる。なお、報告が未実施又は虚偽であった場合は、市長が報告の実施又は是正を命ずることができる。

(エ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の免除

土壤汚染対策法の手続きと重複しないようにするために、特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る調査義務を免除する規定を設けており、同法に基づく土壤汚染状況調査（第 14 条第 3 項における調査も含む）が実施された場合又は同法第 3 条第 1 項ただし書による調査猶予の確認がされた場合を免除の対象としている。ただし、土壤汚染状況調査が実施された場合であっても、同調査が実施された日から事業所の廃止等がされた日までの間に特定有害物質の使用等が行われていた場合は、改めて市条例に基づく調査が必要となる。

(オ) 特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る条例土壤汚染状況調査の猶予

特定有害物質使用等事業所の廃止等に係る調査義務を猶予する規定を土壤汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書と同様に設けており、廃止等に係る土地において「予定されている利用の方法からみて、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合」を対象としている。

「利用の方法からみて、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない」とは、対象地において事業の用に供されていた建築物が解体されずに残ることを第一条件とし、その建築物が引き続き事業又は居住の用に供される状況をいう。なお、ここでいう「事業」とは、特定有害物質使用等事業所の設置者によるものに限定されず、テナントの変更で他者によって事業の用に供される場合も含まれる。また、「居住」とは、事業用建築物と居住用建築物が同一又は近接の状況で、かつ、廃止等に係る事業所設置者によって引き続き居住の用に供される場合に限定される。〔規則第 59 条の 3 第 2 項〕

市長による確認は、対象地の所有者等からの申請により行うが〔同条第 1 項〕、確認後に申請された内容に変更があり、確認の要件に該当しなくなると市長が認めた場合には、これを取り消すものとする。したがって、確認を受けていた所有者等は、確認に係る土地の利用の方法を変更しようとする場合は、その旨を市長に届け出ることとしている。また、確認後に、対象地に関する権利が譲渡された場合又は対象地の所有者等の相続、合併、分割があった場合は、確認を受けていた者の地位が譲渡等の相手方に承継されるため、承継した者（譲渡等の相手先）がその旨を遅滞なく市長に届け出ることとしている〔同条第 3, 4 項〕。

エ 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査（第 65 条、第 66 条の 4、第 67 条の 3 関係）

土壤汚染対策法第 4 条では、面積規模が 3,000 ㎡以上の土地の形質の変更を届出の対象とし、対象地において特定有害物質による土壤汚染のおそれがあると市長が認めた場合は、当該土地の所有者等に土壤汚染状況調査の実施及び結果報告を命ずることとされているが、市条例では届出の対象となる行為を同法よりも拡大している。

土地の形質の変更のうち、面積規模が 2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満のもの及び特定有害物質使用等事業所の敷地におけるものを対象とし、土壤汚染対策法第 4 条と同様の判断基準で対象地の所

有者等に調査の実施及び結果報告を命ずることになる。なお、調査は指定調査機関が行い、その方法は土壤汚染状況調査の例による。

(ア) 土地の形質の変更の届出

土地の形質の変更は、①面積規模が 2,000 m²以上 3,000 m²未満の形質変更又は②特定有害物質使用等事業所の敷地における形質変更（面積規模は問わない）が届出の対象であり、形質変更をしようとする者が着手する日の 30 日前までに市長に届け出る。①は、中小規模の開発行為が多いという本市の実状を踏まえ、届出の対象となる面積規模を土壤汚染対策法の 3,000 m²よりも引き下げ、2,000 m²以上としたものである。②は、特定有害物質使用等事業所の敷地における土地の形質の変更において、有害物質の汚染拡散等の公害が発生するおそれが多いことから届出の対象としたものである。なお、①又は②に該当する行為であっても、土壤汚染対策法と手続きが重複する行為等は、届出の対象としていない（イ参照）。

(イ) 土地の形質の変更の届出を要しない行為

次の①及び②は届出等の手続きを重複させない目的で、③から⑤までは軽易な行為等として形質変更の届出の対象外としている。

① 土壤汚染対策法の規定が適用される行為

- ・ 法第 4 条第 1 項の規定による届出（3,000 m²以上の形質変更の届出）に係る行為
- ・ 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為（要措置区域における形質変更）
- ・ 法第 11 条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為（形質変更時要届出区域における形質変更）

② 市条例の別の規定が適用される行為

- ・ 条例要措置区域（オ参照）における条例指示措置等
- ・ 条例形質変更時要届出区域（オ参照）における形質変更

③ 土壤を形質変更の対象となる土地の区域外（事業所の敷地内である場合は、事業所の敷地外）へ搬出しない行為であって、次のいずれかに該当するもの〔規則第 59 条の 13 第 1～3 号〕

- ・ 土壤の飛散又は流出を伴わない行為
- ・ 農業を営むために通常行われる行為
- ・ 林業の用に供する作業路網の整備

④ 土壤又は地質に関する調査のための試料採取〔同条第 4 号〕

⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(ウ) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

市長は、形質変更の届出を受けたときは、環境法令に基づく過去の届出状況等を調査し、対象地が次のいずれかに該当するか否かを確認する。

① 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地〔規則第 59 条の 14 第 1 号〕

② 特定有害物質（又はこれを含む固体・液体）の埋立、飛散、流出又は地下浸透の履歴がある土地〔同条第 2 号〕

③ 特定有害物質の使用等の履歴がある土地（第 36 条の地下浸透防止構造を有する施設に係るものを除く）〔同条第 3, 4 号〕

④ ②又は③と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地〔同条第 5 号〕

(エ) 特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に対する調査命令

市長は、届出の対象地が(ウ)①から④までのいずれかに該当すると認める場合に、対象地の所有者等に対し、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により対象地を調査させて、その結果を報告するよう命ずることとなる。命令は書面により行い、報告期限等が示される〔規則第 59 条の 15〕。

オ 条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域の指定等（第 66 条～第 66 条の 3、第 67 条、第 67 条の 2、第 68 条の 3 関係）

条例土壤汚染状況調査（第 64 条の 2 第 2 項又は第 65 条第 2 項の規定による調査）の報告の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかった土地は、条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域に指定される。条例要措置区域は土壤汚染対策法の要措置区域に、条例形質変更時要届出区域は同法の形質変更時要届出区域に相当するものであり、次の事項が同法の規定と共通している。

(ア) 両区域に関連する事項

- ・ 区域の指定に関する基準（人の健康に係る被害（又はそのおそれ）の有無に関する基準）
[規則第 59 条の 17]
- ・ 区域の解除に関する基準
- ・ 区域の指定又は解除に係る告示に関する事項 [規則第 59 条の 18、第 59 条の 28]
- ・ 台帳に関する事項（記載事項、添付書類等） [規則第 59 条の 37]

(イ) 条例要措置区域に関する事項

- ・ 汚染の除去等の措置及びその指示に関する事項（講ずべき措置の種類、指示の相手・方法、条例指示措置等（指示された措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められるもの）の種類・技術的基準等） [規則第 59 条の 19～第 59 条の 23]
- ・ 条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止（例外となる行為も共通） [規則第 59 条の 24～第 59 条の 27]

(ウ) 条例形質変更時要届出区域に関する事項

- ・ 条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出に関する事項（着手日の 14 日前までの届出、届出書の記載事項・添付書類、例外規定等） [規則第 59 条の 29～第 59 条の 33]
- ・ 条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する基準（基準不適合に対する計画変更命令も含む） [規則第 59 条の 34]

カ 周辺住民への周知（第 68 条関係）

土壤汚染対策法又は市条例に基づいて指定された区域（要措置区域、形質変更時要届出区域、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域）内における措置又は土地の形質の変更を行う場合は、措置等を行おうとする者から周辺住民に対し、措置等に関する事項を事前に周知することとしている。周辺住民への情報提供により、何をしているのか明らかにすることで不安を取り除き、理解を得ることを目的とし、印刷物の配布、掲示板への掲示その他の方法により行う [規則第 59 条の 35]。

周知する事項は、措置等を行おうとする者の氏名又は名称等、措置等を行おうとする土地の土壤の汚染状態、措置等の内容とする [同条第 1 項]。また、周知する範囲は、措置等を行おうとする土地の敷地境界に近接する土地だけでなく、措置等を行うことによって人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある土地も対象とする [同条第 2 項]。

キ 土壤汚染による地下水への影響の調査（第 68 条の 2 関係）

法の土壤汚染状況調査又は市条例の条例土壤汚染状況調査の結果が土壤溶出量基準に適合していない場合には、特定有害物質の汚染が地下水へ拡散するおそれがあることから、対象地の所有者等が土壤の調査に引き続いて地下水への影響も調査し、その結果を市長に報告することとしている。なお、ここでいう土壤汚染状況調査については、土壤汚染対策法第 14 条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査は含まれないことに留意されたい。

地下水への影響の調査は、ボーリング調査によって帯水層への影響を調査し、帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、地下水を採取し、基準に適合していない特定有害物質の濃度を測定することとなる。地下水の採取地点は、土壤汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できる地点又は敷地周縁の地下水の水質への影響の有無を判断できる地点とする。 [規則第 59 条の 36 第 2 項]

ク 台帳（第 68 条の 3 関係）

特定有害物質の土壤調査等に関する台帳は、オ(ア)によるものも含めて次の 4 種類が作成され [規則第 59 条の 37 第 2 項]、水・土壤環境課の窓口にて備えて一般の閲覧に供される。

(ア) 条例要措置区域台帳

土壤汚染対策法の要措置区域台帳と同様のものとなる。

(イ) 条例形質変更時要届出区域台帳

土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域台帳と同様のものとなる。

(ウ) 条例基準適合地台帳

条例土壤汚染状況調査の結果が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合している土地の台帳であり、調査結果等が記載される。

(エ) 指定解除地台帳

土壤汚染対策法又は市条例に基づく区域指定（要措置区域、形質変更時要届出区域、条例要措置区域、条例形質変更時要届出区域）が解除された土地の台帳であり、解除された区域の帳簿に解除の旨が記載される。

ケ 条例汚染土壤の搬出（第 69 条～第 69 条の 6 関係）

条例要措置区域等（条例要措置区域又は条例形質変更時要届出区域）内の土地の土壤を「条例汚染土壤」とし、土壤汚染対策法第 16 条第 1 項に規定する「汚染土壤」と同等に取り扱い、搬出する者等が事前の届出や管理票交付等の義務を負うものとする。「条例汚染土壤」と「汚染土壤」で共通する規定は次の事項となっている。

(ア) 条例認定調査制度

条例要措置区域等内で指定調査機関による追加調査が実施され、追加調査の結果が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合していた土壤を条例汚染土壤に該当しないものとして市長が認定する制度。調査の方法は、土壤汚染対策法施行規則第 59 条に基づく掘削前調査又は掘削後調査の方法の例による。認定を受けようとする者の申請を受けて市長が認定することとなる。〔規則第 59 条の 38、第 59 条の 39〕

(イ) 条例汚染土壤の搬出時の届出に関する事項

条例汚染土壤を搬出しようとする者は着手する日の 14 日前までに運搬方法や搬出先等の事項を市長に届け出る。

(ウ) 条例汚染土壤の運搬に関する基準

条例要措置区域等外における条例汚染土壤の運搬に関する基準を設けている〔規則第 59 条の 44〕。

(エ) 条例汚染土壤の処理委託の義務

条例汚染土壤を条例要措置区域等外に搬出して処理する場合は、土壤汚染対策法に基づく許可を有する汚染土壤処理業者に処理を委託する必要がある。

(オ) 管理票に関する事項

条例汚染土壤を条例要措置区域等外に搬出する者が運搬する者又は処理を委託した者に管理票を交付し、運搬する者等が交付された管理票に運搬完了日等の要記載事項を追記しながら回付等を行うことにより、条例汚染土壤の適正処理等を事後的に確認する。3 者それぞれに対し、管理票又はその写しの交付、回付、送付又は保存等を義務付けている〔規則第 59 条の 45～第 59 条の 55〕。

(カ) 非常災害のために必要な応急措置として行われる搬出等における適用除外

条例汚染土壤を非常災害のために必要な応急措置として条例要措置区域等外への搬出等を行う場合は、事前の届出、運搬に関する基準、処理委託の義務、管理票交付の義務が適用除外となるが、搬出した日から起算して 14 日以内の事後の届出が必要となる。なお、非常災害を避けるために搬出された条例汚染土壤を一時的に卸されている場所からさらに搬出する場合には、適用除外とならない。

(キ) 条例汚染土壤を試験研究の用に供するための搬出における適用除外

条例汚染土壤を試験研究の用に供するために搬出する場合は、事前の届出、運搬に関する基準、処理委託の義務、管理票交付の義務が適用除外となる。

(ク) 措置命令

条例汚染土壤の運搬又は処理委託が適正に行われなかったことにより、条例汚染土壤の特定

有害物質による汚染の拡散が懸念されるときは、市長が運搬に関する基準等の違反者に対し、適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

コ 汚染土壌処理業許可申請前対策指針（第 69 条の 7 関係）

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可を申請しようとする者に対し、生活環境への保全に対する一層の配慮を求めるとともに、計画地周辺の住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すために、市長が汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとしている。同指針では、事業計画者（許可を受けようとする者）に対し、許可申請の前に市長との事前調整を求め、事前調整において周辺住民への周知に努めることなどを定めている。

サ 報告徴収及び立入検査（第 69 条の 8 関係）

市長は、第 7 章第 2 節の 2 の規定の施行に必要な限度において、下表に掲げたとおり、報告の徴収又は市職員による立入検査の実施を求めることができる。

	報告徴収の対象者	報告徴収を求める事項
報告徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例土壌汚染状況調査に係る土地の所有者等 ・ 条例要措置区域等内の土地の所有者等 ・ 条例要措置区域等内で「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」を行う者（行った者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地の状況 ・ 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」の実施状況 ・ その他必要な事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者 ・ 条例汚染土壌の運搬を行った者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例汚染土壌の運搬又は処理の状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理業者（であった者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に関する事項
	立入検査の対象	検査する事項
立入検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例土壌汚染状況調査に係る土地 ・ 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」に係る条例要措置区域等内の土地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地の状況 ・ 「汚染の除去等の措置」又は「土地の形質の変更」の実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者の事務所 ・ 条例汚染土壌の運搬を行った者の事務所 ・ 条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所 ・ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等（車両、船舶等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例汚染土壌の状況 ・ 自動車等 ・ 帳簿、書類その他の物件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染土壌処理業者（であった者）の事務所 ・ 汚染土壌処理施設その他の事業場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備、帳簿、書類その他の物件

(4) ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第 2 節の 3 関係）

旧条例（平成 24 年 10 月 1 日改正施行前の市条例）で「土壌汚染有害物質」としていたものを改正後は「特定有害物質」と「ダイオキシン類」に分け、改正条例第 7 章第 2 節の 3 は、ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等について規定している。なお、同節の規定は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に倣ったものとしている。

ア ダイオキシン類管理対象事業所とダイオキシン類管理対象地

第 2 節の 3 においては、ダイオキシン類特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設）を設置している事業所を「ダイオキシン類管理対象事業所」とし、ダイオキシン類管理対象事業所の設置者を調査等の実施主体としている。また、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地（ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地も含む。）を「ダイオキシン類管理対象地」とし、調査等の対象としている。

イ ダイオキシン類に係る記録の管理等（第 70 条関係）

(ア) ダイオキシン類特定施設の使用状況等の調査及び記録

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、ダイオキシン類特定施設の使用状況その他規則第 60 条第 2 項に掲げる事項を調査し、その結果を記録する。特定有害物質の使用状況等の記録（(3)イ(ア)参照）と同様に、年 1 回以上の調査や記録等を行う。

(イ) ダイオキシン類管理対象地の譲渡等における記録等の引継ぎ

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部の譲渡又は返還（事業所設置者が借り受けた土地を所有者に返還する）を行う場合に、(ア)により保存する記録を譲渡等の相手方に引き継ぎ、記録を引き継いだ者がさらに譲渡等を行う場合も同様に引継ぐこととしている。また、ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部の貸与を行う場合は、貸与の相手方に記録の写しを交付することとしている。引継ぎ等の義務は、土地の管理に係る義務であり、不用意に土地を改変することによるダイオキシン類に起因する公害を防止することを目的としている。

ウ 廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地等の調査（第 70 条の 2 関係）

(ア) ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に係る届出

ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、当該事業所を廃止する場合に、廃止した日から 30 日以内にその旨を市長に届け出て、引き続き、当該事業所の敷地において、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を調査する。

(イ) 廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地における土壤の汚染状況の調査

廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、当該事業所の敷地であった土地におけるダイオキシン類による汚染状況の調査を適切に調査ができる者により実施させ、その結果を市長に報告する。調査手順は、資料の調査、関係者からの聞き取り、現場の踏査等を行った上で、土壤試料を採取する地点を選定し、選定した地点で採取した試料中のダイオキシン類の換算量を環境庁告示第 68 条別表に定める方法により測定する〔規則第 60 条の 2 第 3 項〕。試料採取の地点選定及び方法は、神奈川県「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」（平成 24 年 9 月 21 日付神奈川県告示第 510 号）を参考とする。

(ウ) ダイオキシン類による土壤の汚染が確認された土地における措置

ダイオキシン類による土壤汚染の基準は、土壤 1 グラム当たりダイオキシン類の換算量が 1,000 ピコグラム以下とし（エ(エ)参照）、基準に適合しない土地の範囲が(イ)の調査により確定される。基準に適合しない土地は、直ちに措置が求められるものではないが、第 70 条の 3 第 3 項の規定により、ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行う際に公害を防止する措置が求められる（エ(エ)参照）。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項に基づく対策地域の指定について検討が必要となる。

エ ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の実施等（第 70 条の 3、第 70 条の 9 関係）

(ア) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等

「ダイオキシン類管理対象地内における土地の形質の変更」又は「ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法の変更」を「ダイオキシン類管理対象地の形質変更等」と定義し〔規則第 60 条の 3 第 1 項第 1 号〕、事前の届出を義務付け、調査等の契機としている。

(イ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の届出

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行おうとする者は、行う日の 30 日前までに形質変更等に係る計画その他の事項を届け出て、引き続き、形質変更等を行う土地において、土壤のダイオキシン類による汚染の状況を調査する。ただし、次の①又は②に該当する場合は、対象外とする。

① 非常災害のために必要な措置として行う土地の形質の変更である場合（事後の届出が必要となる場合あり。（オ）参照。）

② ダイオキシン類管理対象地の形質変更等が行われる土地において、次に掲げる調査、浄化

又は除去が実施され、それ以降にダイオキシン類特定施設が稼働していないことにより、ダイオキシン類による土壤汚染の基準（エ参照）に適合していることが確認されている場合（コ参照）

- ・ 市条例に基づく土壤のダイオキシン類による汚染状況の調査（ウ(イ)又はエ(ウ)参照）
- ・ ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う公害を防止する措置（エ参照）によるダイオキシン類の基準不適土壤の浄化又は除去

(ウ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等を行う土地における土壤の汚染状況の調査

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等の届出をした者は、形質変更等を行う前に、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止に伴う調査（ウ(イ)参照）と同様に、対象地における土壤のダイオキシン類による汚染状況を調査させ、調査結果を市長に報告する。ただし、ダイオキシン類管理対象地の形質変更等が次の①又は②に該当する場合は、調査が不要となる〔規則第 60 条の 3 第 3 項〕。

① 土壤の掘削を伴わない土地の形質の変更

② 土壤の掘削を伴う土地の形質の変更であって、次のいずれにも該当するもの

- ・ 掘削した土壤をダイオキシン類管理対象地から搬出しないこと
- ・ 土壤を掘削する深さまで帯水層が存在しないこと
- ・ 掘削した土壤の飛散、流出その他の土壤の掘削に起因した公害を防止するために必要な措置が講じられていること

また、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止時に調査が実施され、廃止日から形質変更等が実施される日までの間に対象地においてダイオキシン類特定施設が稼働していない場合は、廃止時の調査結果を利用して報告することが認められる。

(エ) ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う公害を防止する措置

ダイオキシン類による土壤汚染の基準は、土壤 1 グラム当たりダイオキシン類の換算量が 1,000 ピコグラム以下とし〔規則第 60 条の 4〕、(ウ)の調査結果の報告において形質変更等の範囲内に基準不適合の土地が含まれる場合に、形質変更等を行う者は、形質変更等に伴う基準不適合の土壤に起因する公害を防止する措置を講じ、その結果を市長に報告する。措置の方法は、神奈川県「特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」を参考とする。また、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項に基づく対策地域の指定について検討が必要となる。

(オ) ダイオキシン類による土壤汚染の基準に適合しない土地における非常災害のために必要な応急措置として行われた土地の形質の変更

ダイオキシン類管理対象事業所の廃止（ウ(イ)参照）又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等（ウ(ウ)参照）に伴う調査によりダイオキシン類による土壤汚染の基準（エ参照）に適合していないことが確認された土地において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った場合は、行った者が行った日から起算して 14 日以内の事後の届出が必要となる。

オ 周辺住民への周知（第 70 条の 4 関係）

ダイオキシン類管理対象地の形質変更等に伴う公害を防止する措置（エ(エ)参照）を行う場合は、措置を行おうとする者から周辺住民に対し、措置に関する事項を事前に周知することとしている。周知の方法・範囲及び周知する事項は、土壤汚染対策法又は市条例に基づいて指定された区域内における措置等に伴うものと同様である（(3)カ参照）。

カ ダイオキシン類による地下水への影響の調査（第 70 の 5 条関係）

ダイオキシン類管理対象事業所の廃止（ウ(イ)参照）又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等（ウ(ウ)参照）に伴う調査によりダイオキシン類による土壤汚染の基準（エ(エ)参照）に適合していないことが確認された場合は、ダイオキシン類が地下水へ拡散するおそれがあることから、土壤の調査結果を報告した者が引き続いて地下水への影響も調査し、その結果を市長に報告することとしている。

地下水への影響の調査は、ボーリング調査によって帯水層への影響を調査し、帯水層に汚染が生じるおそれがあると認められる場合は、地下水を採取し、ダイオキシン類の換算量を測定することとなる。地下水の採取地点は、土壌汚染に起因する地下水汚染を的確に把握できる地点とする。〔規則第 60 条の 7〕

キ 土壌調査等の記録の管理（第 70 の 6 条関係）

第 2 節の 3 の規定による各種結果報告（土壌のダイオキシン類による汚染状況の調査結果、形質変更等に伴う公害を防止する措置の結果、地下水への影響の調査結果）は、報告をした者が当該報告に係る記録を保存する。また、イ(イ)と同様、当該記録に係る土地の譲渡等において記録の引継ぎを行い、貸与において記録の写しを相手方に交付する。

ク 台帳（第 70 の 7 条関係）

ダイオキシン類土壌汚染公表台帳は、第 2 節の 3 の規定による各種結果報告をもとに調製され、水・土壌環境課の窓口にて備えて一般の閲覧に供される。

ケ 土地の所有者等の協力（第 70 の 8 条関係）

第 2 節の 3 の規定による調査又は措置（土壌のダイオキシン類による汚染状態の調査、形質の変更に伴う公害を防止する措置、地下水への影響の調査）は、実施主体が事業所の設置者等であり、対象地の所有者等から土地の使用に関する承諾を得る状況が想定されるため、土地の所有者等の協力を求める規定を設けている。

コ ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合（第 70 の 9 条関係）

ダイオキシン類管理対象地においては、基準不適合の土壌に起因する公害の発生を防止するため、継続に適正に管理がなされることが原則であるが、対象地における形質変更等に伴う公害の発生が見込まれない状態になった場合は、措置等の義務を継続して課す必要がない。したがって、次に掲げる場合に該当するものは、第 70 条の 3 から第 70 条の 8 までの規定を適用しないこととしている。

(ア) ダイオキシン類により汚染された土壌の浄化又は除去が完了したことにより、ダイオキシン類管理対象地における土壌がダイオキシン類による土壌汚染の基準に適合している場合〔規則第 60 条の 9 第 1 号〕

(イ) その他土地の形質の変更に伴う汚染された土壌に起因する公害の発生が見込まれない場合として市長が認める場合〔規則第 60 条の 9 第 2 号〕

例としては、ダイオキシン類管理対象事業所の廃止（ウ(イ)参照）又はダイオキシン類管理対象地の形質変更等（ウ(ウ)参照）に伴う調査によりダイオキシン類による土壌汚染の基準（エ(エ)参照）に適合していたことが確認された土地において、調査日以降にダイオキシン類特定施設が稼働していない場合が挙げられる。

(5) 地下水の採取による地盤の沈下の防止（第 3 節関係）

ア 地下水を採取する者の責務（第 71 条関係）

本市では過去に大きな地盤沈下を引き起こした横浜駅、戸塚駅、新横浜駅周辺の 3 地区において、横浜市地盤沈下対策指導要綱に基づき地下水採取を規制してきた。また県条例では本市全域を採取指定地域として、地下水の採取は揚水施設の構造基準による許可制としてきた。その結果、現状では地盤沈下は沖積低地等での圧密沈下を除き、全体的には沈静化の傾向にあるが、昨今水資源としての地下水が見直され、地下水採取についての問い合わせや新規井戸設置の件数が漸増している。今後の地下水採取量の推移によっては現状の地盤環境が維持できなくなり、新たな地盤沈下を引き起こす恐れがあることから、第 71 条では地下水を採取する者の責務として、採取量の削減に努めるとともに、地盤環境に悪影響を及ぼさないよう、十分に配慮しなければならないことを規定している。

イ 地下水採取の許可（第 72 条関係）

第 72 条では、地盤沈下の防止を図るため、揚水施設を設置して地下水を採取しようとする事業者は、市長の許可を得なければならないこととしている。一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 cm² を超える揚水施設を設置する事業者を規制の対象としている。ここで

「揚水施設」とは、水中ポンプを用いて地下水を採取する施設の総称で、一般には井戸、揚水機、揚水管、量水器、受水槽等を指す。

個人が飲料用に供する目的で揚水施設を設置する場合は「事業者」に該当しないが、マンション等の集合住宅の管理組合が事業者には他の規定の場合と同様である。

なお、本市鶴見区（京浜急行電鉄本線以南の地域）及び神奈川区（京浜急行電鉄本線以南の地域）については工業用水法（昭和 31 年法律第 146 号）により指定地域として指定されており、本条例と同様の構造基準が設けられていることから、同法の適用を受ける事業者については許可対象外としている。工業用水法の対象は製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に限定されていることから、スポーツクラブやクアハウスなど他の事業用に地下水を採取する者は、同法の規制地域内であっても条例の規制の対象となる。

また、地下水の温度が摂氏 25℃以上（温泉源から採取されるとき温度）又は温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）で温泉の定義として規定する物質が規定量含有していると認められた場合には同法による許可を要することから、これについても許可対象外としている。

ウ 許可の基準等（第 73 条関係）

(ア) 第 73 条第 1 項の規則で定める基準は、規則第 67 条第 1 項で次のとおり定めている。

- a 一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が 22 平方センチメートル以下であること。
- b 揚水機を設置する井戸のストレーナーの地表面からの位置が 100 メートルより深いものであること。
- c 揚水機の原動機の定格出力が 2.2 キロワット（当該揚水機を設置する井戸の全揚程（実揚程に管の損失水頭を加えたものをいう。）が 50 メートル以深の場合にあっては、3.7 キロワット）以下であること。

(イ) 第 73 条第 1 項ただし書きでは、許可基準を適用しない場合について次のとおり定めている。

a 防災又は消防の用に供する揚水施設

市長が認める防災又は消防の用に供する揚水施設は、地震、火災等の非常災害時に通常の給水に代えて給水するためのものであり、自家発電装置等を備えたものであって、次に掲げるものとする。

- (a) 避難者等に対する生活用水等として用いるもの。
- (b) 消火用として用いるもの。
- (c) 危険物、高圧ガス等貯蔵施設、製造施設等の安全確保として用いるもの。
- (d) 下水処理場、廃棄物焼却場等の社会一般に極めて大きい影響を及ぼす事業所の操業確保として用いるもの。
- (e) その他、非常災害用として、特に認めるもの。

b 汚染された地下水の浄化対策の用に供する揚水施設

市長が認める浄化対策用揚水施設は、汚染された地下水を浄化することを目的に設置するものであり、他の用途との兼用又は他の用途への転用はできない。

c 農業の用途に供する揚水施設

農業の用途に供する揚水施設は、他の水源をもって地下水に代えることが著しく困難な場合に、許可基準の適用を除外することとしている。

なお、許可基準を適用しない揚水施設であっても、地下水の採取が地盤沈下の原因となる恐れがあるため、これらの揚水施設の設置に際しては地質、地盤、周辺における地下水の採取状況等を十分に調査し、地盤環境の保全について最大限配慮することが必要である。

エ 開始の届出（第 74 条関係）

第 74 条は、許可を受けた揚水施設に関して、地下水の採取を開始したときの届出について規定したものである。

オ 変更の許可（第 75 条関係）

第 75 条では、変更許可を要する事項を次のとおり規定している。

(ア) 揚水施設の数及び位置

揚水施設の数及び位置の変更について、変更許可を要する事項としている。当該変更の許可の基準は、第 73 条第 1 項で規定する規則第 62 条の許可基準を準用する。

(イ) 揚水施設の構造

揚水機の吐出口の断面積、ストレーナーの位置及び揚水機の定格出力に係る事項の変更については、変更許可を要する事項としている。

なお、既設の施設と比して吐出口断面積や定格出力が同等の揚水機に変更する場合、又は同じ位置で同じ深度にストレーナーを持つケーシングへ変更する場合にあっては、変更許可の対象ではない。当該変更の許可の基準は、第 73 条第 1 項で規定する規則第 62 条の許可基準を準用する。

(ウ) 地下水採取量及び用途

地下水採取量及び用途については許可の基準が定められていないが、第 71 条の趣旨に鑑み、地下水を採取する者にとっては、地下水を合理的かつ適正に使用することにより地下水採取量の削減に努めることが、地盤環境の保全上重要である。

第 75 条第 2 項及び第 3 項は、変更許可を受けた揚水施設の変更に際して、変更が完了したとき及び変更を中止したときの届出について規定したものである。

カ 変更の届出（条例第 76 条関係）

第 76 条は、揚水施設の設置及び地下水の採取の許可を得た事業者について、法人代表者の住所、氏名及び事業所の名称、事業所の概要等について変更が生じたときの届出について規定したものである。

キ 承継（第 77 条関係）

第 77 条第 1 項は、許可を受けた揚水施設を新たな事業者が譲り受け又は借り受けたときの当該揚水施設に対して与えられた許可の承継について規定したものである。

揚水施設を設置及び地下水の採取の許可を受けた事業者が、他の許可を受けた事業者の当該許可を受けた揚水施設を譲り受け、又は借り受けた場合は、揚水施設に係る許可の地位を承継する。この場合、承継したことにより許可基準を超える揚水施設を保有する事業者が変更しようとする場合の変更許可の基準は、承継後の揚水施設の構造を上限として認めることとしている。

なお、小規模揚水施設は許可を受けた揚水施設ではないので、本承継手続の適用外とする。許可を受けた揚水施設を設置し地下水を採取している事業者が、小規模揚水施設の承継を受ける場合については変更許可申請の対象とし、地下水採取に係る変更許可を受けることが必要である。この場合の変更許可の基準は条例第 73 条第 1 項で規定するように規則第 67 条の基準を適用する。

ク 廃止の届出（第 78 条関係）

第 78 条では、許可を受けた揚水施設を設置し地下水を採取している事業者が地下水の採取を取りやめ、揚水施設を廃止したときの届出について規定している。

揚水施設の廃止は次のいずれかにより確認する。

(ア) 井戸を土砂等により埋め戻したとき。

(イ) 揚水機の原動機を撤去したとき。

(ウ) 揚水機の原動機の電気配線を切断し、揚水管を撤去したとき。

なお、いずれの場合でも地下水採取が不可能な状態を揚水施設の廃止とする。

許可を受けた揚水施設を許可を要しない小規模揚水施設に変更する場合は、既設の揚水機を撤去した時点で本条の届出を行い、改めて小規模揚水施設の設置の届出が必要となる。

ケ 許可の失効（第 79 条関係）

第 79 条では、許可を受けた揚水施設を廃止した場合、又は許可対象の変更により許可対象に該当しなくなった場合、当該許可を受けた者の許可効力が失効することについて規定している。

コ 許可の取消し（第 80 条関係）

第 80 条は、不正な手段等により地下水採取許可及び変更許可を受けた事業者について、当該許可の取り消しができることを規定したものである。

また、採取許可及び変更許可を受けてから 1 年以内に開始又は変更せず、引き続きその見込み

がないときについても許可の取り消しができることとしている。

サ 地下水採取量等の測定等（第 81 条関係）

第 81 条は、揚水施設を設置する事業者の日常の揚水施設の管理として、地下水採取量及び水位の測定、記録、報告について規定したものである。

採取量及び水位の測定については、第 72 条第 1 項の許可を受けた事業者に対し、規則別表第 16 の通り地下水採取量及び水位を測定、記録し、その結果を半年ごとに市長に報告することを義務づけている。

また、日量 250 立方メートル以上の地下水を採取する許可を受けた事業者にあつては周辺地盤の沈下に対する影響が大きいと思われるため、自由地下水の水位の測定についても規定している。これは地盤沈下を起こしやすい地層（例えば泥炭質泥層など）の監視に特に有効であることによる。測定方法や測定日については規則別表第 16 の 2 の(1)、(2)と同様とする。

なお、事業者の当該測定記録の保存期間は 3 年間としている。

シ 地盤沈下防止に係る命令等（第 82 条関係）

第 82 条では、地盤の沈下が現に発生しているか、又は発生する恐れが十分であると認められ、かつ、地下水の採取行為と地盤沈下との間に因果関係があると認められた場合に、許可対象の揚水施設により地下水を採取している者に対し、揚水施設の改善、地下水採取量の減少、若しくは採取の停止を命ずることができることを規定している。